

議案第 29 号

上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 25 年 10 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

上尾市民ギャラリー条例（昭和 58 年上尾市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市ギャラリー条例

第 1 条中「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改める。

第 2 条の表に次のように加える。

上尾市役所ギャラリー
------------

上尾市本町三丁目 1 番 1 号
------------------

第 10 条中「ほか、」の次に「ギャラリーの管理に関し」を加え、同条を第 16 条とする。

第 9 条の見出し中「不還付」を「還付」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) ギャラリーの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、ギャラリーを利用することができないとき。

第 9 条を第 11 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（原状回復）

第 12 条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るギャラリーの施設及び附属設備を原状に復しなければならない。第 8 条第 1 項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、

同様とする。

(損害賠償)

第13条 ギャラリーの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にギャラリーの施設若しくは設備を損傷し、又はギャラリーの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第14条 教育委員会は、ギャラリー内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、ギャラリーからの退去を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第15条 ギャラリー（上尾市役所ギャラリーに限る。）内においては、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

第8条を第10条とする。

第7条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「利用者」を「利用権利者」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「利用者」を「利用権利者」に改め、同項第1号中「第4条第2号」を「第5条第3項」に改め、「条件」の次に「又は前条の規定による遵守事項若しくは指示」を加え、同項第2号中「前条」を「第6条」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第3条」を「前条第1項」に、「利用者」を「利用権利者」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第7条 教育委員会は、ギャラリーの利用者の遵守事項を定め、及びギャラリーの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

第4条を削る。

第3条中「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) ギャラリーの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を主たる目的として作品等を展示するものであると認められるとき。
- (4) その他ギャラリーの設置の目的に反すると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第2条の次に次の2条を加える。

（休業日）

第3条 ギャラリーの休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用時間及び利用期間）

第4条 ギャラリーの利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、教育委員会は、特別の事情があるときは、これを臨時に変更することができる。

2 ギャラリーの利用期間は、木曜日から翌週の水曜日までの1週間を単位とし、引き続き2週間を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

ギャラリーの区分	利用期間の単位	使用料の額
上尾市民ギャラリー	1週間	47,000円

上尾市役所ギャラリー	1 週間	5, 0 0 0 円
------------	------	------------

備考

- 1 この表において「1 週間」とは、木曜日から翌週の水曜日までの7日間をいう。
- 2 ギャラリー（上尾市民ギャラリーに限る。）において展示する作品等（利用権利者（利用権利者が団体である場合にあっては、当該団体に属している者）が自ら制作等をした作品等に限る。）及びその図録その他当該作品等に関連する物品の販売行為を行う場合における使用料の額は、この表に定める当該使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 市民（市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）以外の個人がギャラリーを利用する場合又は主として市民以外の者により構成される団体がギャラリーを利用する場合における使用料の額は、この表に定める当該ギャラリーの使用料の額（前号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額）に200パーセントを乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可の申請のあった利用で当該利用が平成27年1月1日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後に許可の申請のあった利用で当該利用が平成27年1月1日前のものに係る使用料及び施行日前に許可の申請のあった利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に別に定めるところにより許可の申請のあった上尾市役所ギャラリーの利用で当該利用の期間が施行日から平成26年9月30日までの間に属するものについては、改正後の第5条第1項の許可を受けたものと

みなす。

#### 提案理由

上尾市民ギャラリー及び上尾市役所ギャラリーの管理運営の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。